

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱

第1 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 免許取得に係る受講料等補助事業

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等の補助を行う。

2 代替幼稚園教諭雇上費補助事業

認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

第3 実施要件

1 免許取得に係る受講料等補助事業

(1) 実施主体

実施主体は、中核市及び認定こども園等（中核市に所在する施設を除く。）とする。

(2) 対象者

対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 対象施設に勤務している者であること（常勤職員に限る）。
- ② 保育士資格を有し、保育士登録されている者であって、幼稚園教諭免許状を有しない者であること。
- ③ 原則として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基

づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「特例制度」という。）の対象要件を満たす者であること。

- ④ 原則として、交付年度中に大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、上記の教育職員免許法附則第 19 項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。
- ⑤ 幼稚園教諭免許状が授与された後、認定こども園等において原則 1 年間以上勤務すること。

2 代替幼稚園教諭雇上費補助事業

(1)実施主体

実施主体は、中核市及び認定こども園等（公立施設及び中核市に所在する施設を除く。）とする。

(2)対象者

保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象者として、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得にあたっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

第 4 受講方法等

第 2 の 1 の事業に係る受講方法及び受講開始日については、次のとおりとする。

1 受講方法

対象者は、大学において、特例制度に基づき、必要な科目の受講及び修得をすることにより幼稚園教諭免許状を取得すること。

なお、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

2 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始の日とする。

- ① 大学に入学した日
- ② 大学からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日
- ③ 受講申込み時点で入学料等を大学に支払う場合には受講申込日

第5 対象経費等について

1 免許取得に係る受講料等補助事業に係る対象経費

(1)対象経費

- ① 対象経費は、実施主体が、対象となる者の幼稚園教諭免許取得のために大学に支払った費用とし、次に掲げる費用とする。
- ② 対象経費は、大学の長が領収書をもって証明する大学に対して支払われた入学料又は登録料（受講の開始に際し、大学に納付するもの）、受講料（授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）を含む。）及び上記経費の消費税とする。

(2)対象外経費

次に掲げる経費は対象経費として認めない。

- ① その他の検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 補講費
- ④ 大学が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- ⑤ 大学が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等の購入費等

(3)対象経費の算出にあたっての留意事項

- ① 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ② 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学の長が証明する額を対象とすること。
- ③ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しないこと。
- ④ 交付申請時点で大学に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

(4)対象経費の支出について

免許取得に係る受講料等の補助金は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の授与を受け、認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うこととする。

ただし、受講料等補助事業の対象となる者の幼稚園教諭免許状が補助金の交付年度内に授与されない場合は、当該交付年度までに必要科目を全て修得したことを証明する大学の長による証明書の確認をもって、対象経費の支払

いを行うことができるものとする。この場合、実施主体は、幼稚園教諭免許状取得後、速やかにその写しを県に提出することとする。

(5) 受講に係る領収書について

① 大学の長が発行する受講に係る領収書（以下「領収書」という。）には、次の事項が記載されていること。

ア 大学の名称

イ 支払者名

ウ 領収額

エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収日

カ 領収印

② 領収書については、クレジットカードの利用等により、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票に大学が必要事項を付記したものを含む。）をもって代えることができる。

この場合において、前①のウの「領収額」は「クレジット契約額」に、オの「領収日」は「クレジット契約日」にそれぞれ読み替えるものとする。

③ 領収書に訂正のある場合、大学の訂正印のないものは無効とする。

④ 領収書については、確認後、原則として対象施設に返却するものとする。

ただし、必要に応じて対象施設の了承の上で写しを取ることがある。

2 代替幼稚園教諭雇上費補助事業に係る対象経費

(1) 対象経費

代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象となる経費については、保育対策支援事業費補助金における保育士資格取得支援事業「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、保育士資格を取得する幼稚園教諭（以下「対象幼稚園教諭」という。）の代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）に係る雇上費とする。

(2) 対象経費の支出について

代替幼稚園教諭雇上費の補助金は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うこととする。

ただし、補助金の交付年度中对象幼稚園教諭の保育士資格が交付されない場合は、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による証明をもって支払うことができるものとする。この場合、実施主体は、保育士資格取得

後、速やかにその写しを県に提出することとする。

第6 留意事項

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付等、免許取得に係る受講料等補助事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象にならない。
- (2) 免許取得に係る受講料等補助事業は、認定こども園等における体制整備を促進することを目的としていることを踏まえ、本事業を活用して幼稚園教諭免許状を取得する職員に係る受講料等の大学への支払いについては、対象職員が勤務する認定こども園等が負担することとする。

第7 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

附則

この要綱は、平成30年10月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年11月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。